

道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）の施行に伴う審査基準等の制定及び一部改正について（意見公募期間 平成 29 年 2 月 28 日から同年 3 月 8 日まで 提出意見の数 0 件）

公開日 2017 年 03 月 12 日

規則等の題名

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う審査基準等の制定及び一部改正について

根拠法令・条項

第 1 高知県行政手続条例

第 5 条、第 6 条及び第 12 条

第 2 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）

1 審査基準及び標準処理期間

法第 84 条第 1 項

法第 94 条第 2 項

法第 99 条第 1 項

法第 101 条第 5 項

法第 101 条の 2 第 3 項

法第 104 条の 4 第 3 項・第 6 項

法第 107 条の 7 第 3 項

法第 108 条の 4 第 1 項

法第 108 条の 32 の 2 第 1 項

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 33 条の 6

第 1 項第 1 号ハ

令第 33 条の 6 第 2 項第 1 号ハ・第 4 項第 1 号ハ

令第 34 条第 3 項第 2 号・第 4 項第 2 号

道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 30 条の 13 第 1 項

2 処分基準

法第 90 条第 5 項・第 6 項・第 9 項・第 10 項

法第 91 条

法第 103 条第 1 項

法第 103 条第 2 項・第 4 項・第 7 項・第 8 項

法第 104 条の 2 の 3 第 1 項・第 3 項

法第 107 条の 5 第 1 項・第 2 項・第 9 項

法第 108 条の 32 の 2 第 5 項

公募した規則等の概要

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく審査基準等のモデル（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に係るものに限る。）について、この度、高齢運転者対策の推進及び貨物自動車対策の推進等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴い、審

査基準、標準処理期間及び処分基準のモデルの一部が改定されたことから、当県における審査基準等についても厳正かつ公平な審査等がなされるよう同様の改正をするものです。

行政手続条例に基づくものか任意のものか

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づく意見公募

規則等の制定日

平成29年3月12日（日曜日）

結果公示の日

平成29年3月12日

意見公募の期間

平成29年2月28日（火曜日）から平成29年3月8日（水曜日）まで

提出された意見の数

0件

結果の概要

提出された意見は、ありませんでした。

結果資料等の閲覧場所

高知県警察ホームページ

高知県警察本部交通部運転免許センターでの閲覧

高知県庁県民室（本庁舎1階）での閲覧

各福祉保健所（須崎を除く。）及び須崎農業振興センターでの閲覧

担当課・連絡先

高知県警察本部交通部運転免許センター

電話：088-893-1221（内線210）